褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

鐘ヶ江芳治　大野　雄也　延田久弐生
五井恭治郎　近江　忠　丸山　浩
因　信吾　羽根　法亮　長瀬　六朗
下崎　武子　栗林　芳枝　河　啓一

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岩城　治枝

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

牧　晴一　鈴木　孝行　森山　禎子
四方　祥樹　鳥海　恭生

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

加藤　孝造

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

平和リース株式会社
株式会社祥和コーポレーション
大塚製薬株式会社
ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社
株式会社カマタ
株式会社小湊ホテル三日月
株式会社紙谷工務店
東京都民共済生活協同組合
阪神電気鉄道株式会社
三菱地所株式会社
岩井コスモホールディングス株式会社
株式会社ホッコン
株式会社三和スクリーン銘板
焼津漁業協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故滝川　興遺族　滝川　汎子
故久保勝弘遺族　久保壽満子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年五月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故籔下惠美遺族　籔下　徹
故村上梅子遺族　松井　貞子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十九年五月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故児玉征史遺族　児玉　千里

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十九年五月三十一日、賞杯を贈与された者は、次のとおりである。

ロシア国人　故武内昌一遺族　タケウチ　オルガ

褒章条例第六条により銀杯一個を贈与する

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月七日午後五時六分御出門、特別展「大英自然史博物館展」を御覧のため、国立科学博物館（台東区）へ行幸啓、同六時四十三分還幸啓になった。

御答電

天皇陛下から四月二十八日スウェーデン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表）の一部を平成29年５月30日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成29年６月12日

農林水産大臣　山本　有二

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
１　さんま	平成29年７月～平成30年６月	264,000
２　すけとうだら	平成29年４月～平成30年３月	263,300
３　まあじ	平成29年１月～12月	197,500
４　まいわし	平成29年１月～12月	856,000
５　まさば及びごまさば	平成29年７月～平成30年６月	745,000
６　するめいか	平成29年４月～平成30年３月	136,000
７　ずわいがに	平成29年７月～平成30年６月	5,516

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
１　さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
２　すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
３　まあじ	大中型まき網漁業	80,000